保険･補償制度に関する規約

有限会社 遠日レンタリース
〒435-0016　浜松市中央区和田町８１１
ＴＥＬ：０５３－４６２－３３３１
営業時間(平　日)８：３０～２０：００
営業時間(土日祝)９：００～１９：００

★ 保険補償制度(レンタカー料金に含まれます)

万一事故が起きた場合は以下の範囲で補償されます。
ただし、弊社貸渡約款に違反する事故、保険約款の免責事項に該当する事故および警察の事故証明が取得できない場合の事故の損害額はお客様のご負担となります。

●**対人補償**　**無制限**（自賠責保険の補償額含む）１名につき
●**対物補償**　**無制限**【自己負担額(免責**5万円**)】１事故につき
●**車両補償**　**車両時価額**【自己負担額(免責**5万円**)】１事故につき
●**人身傷害補償**　**１，０００万円**まで　１名につき
乗車中の事故により身体に障害(死亡、後遺障害含む)を被り発生した損害を補償いたします。

★ 免責補償制度(任意加入)

ご出発前に免責補償料をお支払い頂きますと、万一事故を起こされても、保険約款の免責事項に該当する事故でない限り、対物補償･車両補償各々の免責金額が免除される制度です。

★ ノン･オペレーションチャージ(NOC)

万一事故を起こし車両に損害を与えた場合には修理期間中の営業補償の一部として、損傷の程度や修理の所用時間に関わりなく下記金額をご負担頂きます。
※NOCは免責補償制度にご加入の場合でもご負担頂きます。

●車両が自走可能な状態で返却された場合　**20，000円**
●車両が自走不能な状態で返却されなかった場合　**50，000円**